

入 札 心 得

(入札)

- 第1条 入札参加者は、この心得並びに町有地売却実施要領（一般競争入札）を熟読のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札書は、所要の事項を明記、記名押印し、封緘したうえ、入札者の氏名及び「入札書在中」と明記して入札箱に投函しなければならない。
- 3 入札者は、一旦提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回をすることができない。
- 4 指定した場所及び時刻までに投函しなかった場合は、棄権したものとする。
- 5 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。
- 6 入札参加者は、代理人が入札するときはその委任状を持参させなければならない。
- 7 入札参加者の代理人は、入札前に必ず委任状を提出しなければならない。
- 8 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を代理人とすることができない。

(公正な入札の確保)

- 第2条 入札参加者は、公正な競争の執行を妨げる行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止)

- 第3条 町は前条に規定する行為その他不正若しくは不穏な行為があったと認めるとき、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは中止することができる。

(無効の入札)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- (2) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札
- (3) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
- (4) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねて行った入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねて行った者の入札

- (5) 必要な記載事項を確認できない入札
- (6) 入札に際し、不正な行為があったと認められる入札
- (7) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (8) 前各号の掲げるもののほか、この心得及び町有地売却実施要領に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開札)

第5条 開札は、入札場所において入札後直ちに入札参加者立会いのうえで行うものとする。ただし、入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合には、町が指定した者を立ち会わせて開札するものとする。この場合は、異議を申し立てることはできない。

(異議の申立)

第6条 入札をした者は、入札後に売買物件の不明を理由として異議を申し立てることはできない。